

契約の相手方による不当な利用の例（不当な取得からの不当な利用）

- 気象データ提供サービス事業者が提供する有料データが、ある提供先（顧客）を起点として関連会社などに転々流通されていた。契約先でない企業からの「今日のデータが届いていない」というクレームにより流用が発覚。データを流用した顧客に申入れ、交渉することにより解決を図った。
- 気象データを扱う他のサービス事業者も同様に、ある顧客から子会社等の関連企業約200社にデータを無断流用されていた。本件については、データ提供先の関係者との会話の中で実態が判明し、相当の利用料の支払により解決が図られた。
- 人体計測データを掲載した書籍を有料で提供する事業者では、提供先（顧客）の研究者が、提供されたデータを含む内容の原稿を別の出版物に掲載したケースがあった。研究者とその原稿の出版社から転載許可は求められておらず、知らない間にデータが別の出版物を通じて流出したが、何の事後対策も取れなかった。

正当な取得からの不当な利用が生じるおそれのある例

- 人体計測データを扱うある事業者は、人体計測データの値を再現した3Dマネキンを、製造販売業者と共同で開発した。マネキンを計測することで元となる人体計測データ値が割り出せるが、3次元スキャナーや3Dプリンターの普及により、データの分析やマネキンの複製が購入者にも容易にできるようになっており、提供者側の知らない間にデータが流出する恐れがある。マネキンの形状に知的財産権が認められないとすると、現状としては、データを守るすべがないのではないかと同社は不安を感じている。

第三者による不当な利用の例

- の人体計測データを扱う業者においては、有料のデータが学会誌上に無断で掲載されたケースが実際に生じた。掲載文の執筆者へデータ提供をしたことは無く、不当に第三者譲渡されたものであった。対策としては、執筆者に連絡をとり、自社が有料で提供している旨を説明し、該当するデータを買収してもらおうこととしたが、不当に譲渡した者に対して申入れすることはできなかった。
- この人体計測データ提供事業者に関しては、他にも、データ提供先のあるメーカーが、提供されたデータを組込んだソフトウェアを別会社に生産させていたケースがあった。このソフトウェアが子会社でも使用されたためデータが流出した上に、ソフトウェアを作製した会社からも製品として市販されてしまった。これらに対し、事業者は何の対策も取れなかった。
- データをID・パスワードで管理し、有償で提供しているデータ分析事業者においては、過去に取引もなく、契約においても無関係な複数の第三者によってデータを無断で公開されていたケースがあった。対策としては、許可なくデータを使用しているサイトの存在をインターネットプロバイダーへ通知しサイトを閉鎖した他、無断掲載者が特定できた場合には警告書を発するなどの措置をとった。
本件では、1) 正規ユーザーが契約に反して第三者に漏らした情報を元に公開した場合と、2) 正規ユーザーが契約の範囲内(研究目的等)で「無断転載禁止」と明示した上で当該情報を公開しているにもかかわらず、第三者がそれに反して情報を収集し、公開した場合が考えられる。
- また、このデータ分析事業者が提供しているデータベースの一部が、第三者である別会社の提供する開発データベースに入ってしまったケースがあった。ただし、本件に関しては、別会社もデータを無断で使用していることを認識していたこともあり、警告し削除を要請することで削除された。